

行政常任委員会報告

平成 26 年 9 月 2 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 消防本部

- (1) 災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定の締結について
- (2) その他

2 教育委員会

- (1) 平成 27 年度から使用する小学校用教科用図書の採択について
- (2) 平成 26 年度清水沢プールの利用実績について
- (3) その他

3 建設課

- (1) 市営住宅条例等の一部改正について
- (2) 市道の廃道について
- (3) その他

4 保健福祉課

- (1) 水痘ワクチン及び高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種化について
- (2) 夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正について
- (3) その他

5 市民課

- (1) 夕張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正について
- (2) 夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について
- (3) その他

6 まちづくり企画室

- (1) 石炭採掘権の延期申請について
- (2) 市有地の売却について
- (3) 平成 26 年度民間賃貸住宅建設費補助の事業認定について
- (4) 旧若菜中央小学校活用提案の本採択について
- (5) その他

7 上下水道課

- (1) 平成 25 年度夕張市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(2) その他

8 財務課

- (1) 財政再生計画9月変更について
- (2) 9月補正予算について
- (3) 「国、北海道及び夕張市の三者協議」について
- (4) 夕張市税条例等の一部改正について
- (5) その他

9 総務課

- (1) 避難所施設の現状と課題について
- (2) 夕張市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正について
- (3) その他

◎出席委員（7名）

大 山 修 二 君
島 田 達 彦 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席委員（1名）

藤 倉 肇 君

(大山委員長)

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名であります。欠席委員は1名であります。ほかに議長が出席されております。

なお、藤倉委員につきましては、病気のため、欠席する旨の届け出がなされております。

理事者側からは、教育長、理事、消防長のほか、室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の取り進め方ではありますが、消防本部、教育委員会、建設課、保健福祉課、市民課、まちづくり企画室、上下水道課、財務課、総務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

【消防本部】

1. 災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定の締結について
2. その他

(総括主幹)

資料 1、災害時における指定緊急避難所及び指定避難所としての使用に関する協定の締結について報告いたします。

資料 1 をごらんください。

夕張市は、下記の 2 施設と「災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定」を締結しました。

1、平成 26 年 8 月 22 日。

夕張市千代田 7 番地 1、北海道夕張高等養護学校。

収容人員、594 人。

2、平成 26 年 8 月 25 日。

夕張市日吉 16 番地 4、社会福祉法人幸照会ケアハウスレインボーヒルズ。

収容人員、165 人。

このたびの協定の締結ですが、高等養護学校につきましては、市の避難所として指定していましたが、使用許可に当たっては担当者同士の口頭による申し合わせでしたので、改めて避難所にかかわる使用について協定書を取り交わしました。

続きまして、ケアハウスレインボーヒルズにつきましては、法人として夕張市に貢献したいと、当法人からの申し出により避難所の使用について、このたび協定を取り交わしました。

以上、資料 1 について報告を終わります。

(大山委員長)

その他ございますか。

(総括主幹)

ありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

なければ、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

1. 平成 27 年度から使用する小学校用教科用図書の採択について
2. 平成 26 年度清水沢プールの利用実績について
3. その他

(大山委員長)

次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

記載の報告事項につきまして、教育課長のほうよりご報告申し上げます。

(教育課長)

それでは私のほうからご報告をさせていただきます。

まず、1 点目であります。平成 27 年度から使用する小学校用教科用図書の採択について。資料 1 をごらん願います。

平成 27 年度から使用する小学校用教科用図書についてであります。当市につきましては、本年度より北海道第 5 採択地区に加入したことにより、北海道第 5 採択地区教科用図書採択教育委員会協議会で採択にかかる事項を協議することとなりました。

5 月 14 日に第 1 回の協議会が深川市で開催され、採択の方針、日程等について協議がなされ、そのうち、公正な採択に必要な調査研究を行うため、6 月 11 日学校職員、保護者、学識経験者 48 名からなる教科用図書調査委員会を組織し、約 1 カ月間にわたり調査研究を行い、7 月 11 日に第 5 採択地区としての小学校用教科用図書採択が行われ、これを受けて各課で市長にて協議することとしたところであります。

当市では、この調査研究及び第 5 採択地区協議会と採択結果を踏まえ、7 月 25 日に開催の第 7 回定例教育委員会において協議し、夕張市として採択をしたものであります。第 5 採択地区の採択同様となるものであります。

各教科の教科書名、発行社名等につきましては、記載のとおりであります。

続きまして、2 の平成 26 年清水沢プールの利用実績についてご報告をさせていただきます。

資料 2 をごらんください。

本年度は、6 月 29 日の日曜日から 8 月 24 日、日曜日までの 57 日間の開設でありました。

利用者数につきましては、総計 2,420 人であり、前年度に比べ 332 人の減となっております。

利用者の内訳につきましては表のとおりとなっておりますが、平成 26 年度と平成 25 年度を比較いたしますと、一般で 25 人の減、中学生 44 人の減、小学生 254 人の減、幼児 17 人の増となっております。

また、小学校のプール授業では 43 人の増、保育園プール授業では 69 人の減、こういうことになっております。

全体の利用者、332 人の減となっており、減となった要因については児童生徒の減少に加え、昨年までよく通ってきた児童が中学生になり利用しなくなったことが考えられるところであります。

続いて、有料者数であります、平成 26 年度 136 人、4 万 1,530 円となり、前年度と比べ 8 人、2,480 円の減となっております。

なお、本年度につきましても、事故なく終了することができました。

平成 26 年度清水沢プールの利用実績については以上であります。

平成 25 年度社会教育施設の利用実績についてであります。

続きまして、その他ですが、口頭で 1 件、報告をさせていただきます。

公立高等学校配置計画、平成 27 年度から 29 年度について口頭で報告をさせていただきます。

本日、9 時 30 分開催の北海道教育委員会において、平成 27 年度から平成 29 年度の公立高等学校配置計画について決定したという連絡が先ほどありました。

夕張高等学校の入学生募集、平成 27 年度については 2 学級とするとされたところであります。

夕張市では、平成 24 年 12 月に夕張市高等学校対策委員会を設置し、ここまで 5 回の検討会議を開催をしております。検討会議では、対策委員会として北海道教育委員会に対し、平成 27 年度入学生募集について、夕張中学校の卒業生の状況から 2 学級としていただきたい旨の要望書を提出することについて検討され、平成 25 年度には対策委員会委員長及び副委員長が道庁を訪れ要望書の提出を行ったところであります。

今後も夕張中学校卒業生の動向を見ながらではありますが、平成 28 年度以降の入学生募集等について、対策委員会で協議検討をしてまいりたいと考え

ております。

その他については以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

(角田委員)

それでは、平成 27 年度の教科書の選定についてということで、今、このような形で発表されていると思うのですが、第 5 採択の地区にかかわるということ、その中で夕張においても選定委員会が持たれているということの中で今、採択されていると思うのですが、もともといろいろ数ある教科書の中からこれらを選び出したという経緯、経過があるはずなので、選定基準とか、そういうものがあらかじめあった中で採択に向けて協議をされたものなのか、ほかの多くの自治体の選定に倣ってということなのか、その辺も含めて若干、説明を加えていただきたいのです。

(教育長)

本年度から、この北海道第 5 採択ということで、空知管内でいいますと岩見沢を除いた他のそれぞれの市町村ということがこの採択になっているところで、採択に当たりましては文科省の基準がありまして、それに従って私どもは 5 度採択ということでもありますので、まず最初には教科書の調査委員会ということで、全ての教科書について調査をしていただく、そういう方の選定がありました。

この選定に当たっては、当市からも夕張小学校の教頭先生ともう 1 名の一般教諭でありますけれども、この調査委員会にそれぞれ参加をしているところです。

この調査委員会で全ての教科書に調査をした報告書がこの採択委員会、教育長が全部入っている採択委員会のほうにこの調査報告書が出されて、その調査に基づきながら 1 教科ずつ検討を加え採択、教育委員会の一定の国語は何々、算数は何々、こういう形で出てきたものであります。

それをそれぞれの市町村の教育委員会が再度、これについてどうなのかということを決断をして、それで確定ということになります。

なお、これらの調査報告書、あるいは検討の経過、これについては以後、情報公開の対象になりますので、私どももきょう、全ての書類が事務局のほうから上がってきておりますので、恐らくちょっと来週になろうかと思っておりますけれども、公開をしていきたいというふうに考えております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(厚谷委員)

その他の関係で、口頭で報告いただいた公立高等学校の適正配置計画、きょう決定されたということなのですが、それで今年度に入ってから中学生の進路動向調査を随時行っていくということだったのですが、今後、あるいはこの配置計画案が出された以降に実施されたものかどうか、もし実施されていなければ今後、いつごろ学校としては予定しているのか、その日程についておわかりになれば教えていただきたいと思います。

(教育長)

道教委がこの計画案を出したのは6月に入ってからで、その後、各地域で地域別の検討協議会が開かれて、各地域の案に対するご意見ということで、私も空知南学区については7月の末だった、31日だったというふうに記憶しておりますけれども検討協議会が行われたところで、そういった経過を経てけさの北海道教育委員会で決定したという運びになります。

それから、学校のほうの動向であります、全体として通しているのはこの後、秋、10月になってからというふうに思いますが、現在、夕張高等学校の説明会が8月28日に一度、行われて保護者を対象にしたものだというふうに理解しておりますけれども、30名以上の保護者の方が来ていただいたということで報告を受けております。

それから高等学校、それから中学校のほうもこの後、いろいろ出前事業やら、あるいは高校のオープンスクール、そういったものを開催していきたいという報告は受けているところであります。

(大山委員長)

ほかになにかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【建設課】

1. 市営住宅条例等の一部改正について
2. 市道路線の廃止について
3. その他

(大山委員長)

それでは、次に建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

建設課のほうから、今議会、議案案件 2 件の説明と、その他として 1 件、ちっころ橋の架けかえ工事に伴う交通路面期間の延長について口頭で担当課長、主幹から報告させていただきます。

(近野主幹)

市営住宅条例等の一部改正について、その内容について説明させていただきます。

市営住宅等の管理戸数については、跡地の活用計画等支障がない場合、年度末において預託に伴う管理戸数の整理を行い、3 月の定例議会に提案しているところではありますが、一部の土地について除却跡地の活用計画があることを踏まえ、8 月末時点で除却が完了した部分について廃止するとともに、除却に伴う管理戸数の減について、夕張市営住宅条例及び夕張市賃貸住宅条例の一部の改正をしようとするものであります。

資料 1 の 1 ページをごらんください。

公営住宅については、8 棟 32 戸の減、賃貸住宅では 7 棟 16 戸の減となり、合計で 15 棟 48 戸の減となります。

地区別では、南清水沢が 8 棟 32 戸、宮前町が 7 棟 16 戸となります。

次に、2 ページをごらんください。

夕張市営住宅条例の別表の関係部分の新旧対照表です。

現行の建設年度の 41 年度 5 棟 20 戸が 3 棟 12 戸、43 年度 4 棟 16 戸が削除、44 年度 2 棟 8 戸が 1 棟 4 戸となり、合計 8 棟 32 戸の減となります。

次に、3 ページをごらんください。

夕張市賃貸住宅条例の別表第 2 の関係部分の新旧対照表です。

いずれも宮前町地区の住宅となっています。A 欄の最終欄、1 棟 2 戸については除却となり削除となります。

次に、4 ページをごらんください。

B 欄の最後の欄、宮前町の 2 棟 4 戸と記載がある二つの欄が除却により削除となります。

C 欄についても、宮前町の 1 棟 4 戸、1 棟 2 戸が除却により削除となり、合計 7 棟 16 戸が減となります。

以上です。

(都市計画土木担当課長)

続きまして、市道路線の廃止についての部分を申し上げます。

資料に 2 になります。先に、資料 2 の理由につきまして、2 行目の 7 棟の解体となっておりますけれども、これ 8 棟の誤りで、訂正お願いいたします。

市営住宅再編事業により、南清水沢 3 丁目 T4・40 外 8 棟を解体したことに

より、市道南清水沢 3 丁目住宅線の一部でありますけれども、一般交通のように共有することがなくなったため廃止を行うものであります。

廃止延長は、99.87 メーターであります。

以上です。

続きまして、その他、よろしいですか。その他でありますけれども、現在、道道夕張長沼線土幌橋架けかえに伴う宮前町 16 の 21 から、南清水沢 2 丁目 23 の通行どめについてでありますけれども、平成 24 年 11 月から本年 11 月までの予定で工事を進んでおりましたが、資材の調達及び盛り土工法の変更に伴い、工期の延期が発生するということの申し入れがあり、通行どめ期間を平成 27 年 1 月、3 カ月延ばさない状況になったということが、北海道建設管理部長沼出張所より連絡が入ったところです。

通行どめについては長期にわたって大変ご迷惑をかけしている状況でございますけれども、1 日でも早く短縮できるように現在、調整しているところがありますけれども、今の状態で 3 カ月ということでもありますので、このことについては 10 月、11 月の市広報によって周知させていただきたいということでもあります。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を行ってまいります。

ございませんか。

(角田委員)

ただいまの土幌橋の件なのですけれども、これは資材等の影響でということとは、これは市役所が現場にいて指揮をとるものではないので、これはいたし方ないというふうに考えますけれども、この間、平成 24 年から 26 年の秋にはということの中で、相当、住民にもいわゆる不便をおかけしていることと、特に南清水沢商工会の方々のご意見では交通量が減ったことでガソリンスタンドを含め、相当量の売り上げの落ち込みがある中で、よくわからないうちに工事が始まったということのいわゆる**かいこう**的な思いがあるのです。

その中で、さらに延長ということも含めて言うと、やはり今までも住民的には大した説明も受けない中で不便、不自由と売り上げの減少という、この現実を突き付けられている状態、さらにこれが延長になるということになれば、やはりいま一度、広報によって周知をしますということのほかに、やはりこれまでも不満をいただいているのも事実なので、やはり現場担当の情報をよく掌握した上で、やはりいま一度の説明が必要ではないかと私は考える

のですけれども、いかがでしょうか。

(都市計画担当課長)

現在、3 カ月ということで、今、情報が入った中で北海道、長沼出張所と細部打ち合わせを行いまして、地元説明等の部分についても今後、協議をしながら説明させていただきたいと思っております。

(角田委員)

そのように商工会の方々とか、できればそれぞれあそこは町内会をいろいろ分かれている中で該当する方々については、やはり広報によって書いてありますからということにはならないということの中で行動していただければそれで、まずは丁寧な説明が必要と思っておりますのでお願いいたします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【保健福祉課】

1. 水痘ワクチン及び高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種化について
2. 夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正について
3. その他

(大山委員長)

次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課からは 2 点ございます。水痘ワクチン及び高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種化については、自分のほうから、また、2 番目の夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正については生活福祉担当課長のほうからご報告申し上げます。

まず 1 番目、水痘ワクチン及び高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種化についてでございますが、平成 25 年 3 月に予防接種法が改正されております。その際、国の予防接種法が予防接種基本計画が策定されております。

また、本年 7 月に予防接種法施行令及び同施行規則が一部改正され、定期の予防接種の対象疾病が追加となり、10 月 1 日から施行されるものでございます。

追加される対象疾病は、主に集団予防、重篤な疾病予防に重点を置き、接種勧奨を行う A 類疾病に水痘を加えるものでございます。A 類疾病というの

は、既にポリオ、はしか、風疹、結核など指定されているものでございます。

また、主に個人予防に重点を置き、努力義務がなく、個人の判断で接種を行うB類疾病に高齢者の肺炎球菌感染症を加えるものでございます。この、B類疾病とは、インフルエンザ等が指定されているものでございます。

対象者につきましては、水痘が生後12カ月から36カ月までの方、また高齢者の肺炎球菌感染症につきましては、65歳以上の方と60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓や呼吸器で日常生活が極度に制限される障害を有する方や人免疫不全ウイルス及び日常生活がほとんど不可能な障害を有する方、**しょうがい**等に該当する方ですが、こういう方たちが対象となります。

また、この対象者の経過措置といたしまして、水痘につきましては今年度限り生後60カ月までの方を対象としているものでございます。

また、高齢者の肺炎球菌感染症につきましては、インフルエンザと同様に任意で個人の判断で接種を行うものであることから、今後、5年間については5歳ごとに対象とするものであります。

具体的には、来年3月31日までには100歳以上の方と65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳を対象とし、また、来年4月1日から平成31年3月31日までの間につきましては65歳から100歳まで、5歳ごとに対象とするものでございます。

また、この接種体制につきましては、水痘は麻疹、風疹など、他のA類疾病と同様に市内の医療機関と調整しまして日程を定めていますし、費用については全額助成されるものでございます。

また、高齢者の肺炎球菌感染症につきましては、B類疾病であるインフルエンザと同様に医療機関で随時、任意の接種が可能であり、助成額は接種委託料の半額、上限を3,000円とするものでございます。

また、この接種対象者につきましては、個々に通知を行うものでございます。

以上です。

(生活福祉担当課長)

続きまして、私から夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正についてご説明させていただきます。

市内の児童遊園につきましては、これは10カ所に設置しております。今般、南清水沢地区のまちづくり構想、こちらを推進するため南清水沢3丁目児童遊園、こちらを廃止させていただくとともに、それに伴う条例の一部改正についてご提案させていただくものでございます。

1枚めくっていただきまして、この地図を見ていただきたいのですけれども、南清水沢地区のまちづくり構想ということで、ちょうどセイコーマートと民

有地の間の位置になるのですけれども、商業施設誘致ゾーン①、②、ちょうどこちらの部分が南清水沢 3 丁目児童遊園、こちらにかかるということで、この南清水沢地区の市有地財産有効活用等に図ると、新しい都市拠点を構築する観点から 3 丁目児童遊園の用途廃止新条例の一部改正についてご提案させていただくものであります。

改めてこれまでの経過についてちょっと説明させていただきます。ことしの 5 月 1 日、せいなん町内会の会長外 2 名の市役所にご来庁いただきました。児童遊園の草刈りにつきまして町内会で実施してきたところではありますが、会員の減少や高齢化等により管理することが年々厳しくなってきたというご相談をいただきました。

これを受け、私どもの説明といたしましては、今、市が計画しております南清水沢地区の整備構想の中に当該児童遊園が含まれているということで、後日、改めて させていただきます 報告させていただく旨、お伝えしたところであります。

5 月 12 日になります、せいなん町内会に出向きまして、町内会の会長外役員の方々に南清水沢地区における市有地の有効活用について新しい都市拠点を構築する計画がある中、市有地に含まれる当該児童遊園については用途廃止が伴ってくる旨、ご説明させていただいたところです。

町内会からは、公園の利用実態といたしましては近くにバス停があるということで、主に学生が待ち時間に利用したりしている状況にあるということ、またこの町内会の会員減少だとか、高齢化等により公園の管理が難しくなっていることなどをお話いただきまして、これらも踏まえまして 3 丁目児童遊園の廃止については一定のご理解をいただいたところであります。

その後、6 月 2 日の行政常任委員会、また 7 月 2 日の政策懇話会におきまして、これまでの行政側の手続きの不備や地域住民の方に対する不安を与えてしまったことなどに対しまして、議会からご指摘をいただいたところであります。

このような中、8 月 27 日、夜 6 時から約 2 時間になります。南清水沢生活館におきまして町内会、南清水沢地区の町内会会長及び同地区の商工会関係者 22 名の方々にご参集いただきました。この南清水沢 3 丁目児童遊園の廃止及び周辺地域の市有地の活用について説明会を開催させていただきまして、市からは鈴木市長、理事、関係課室長等が出席したところであります。

この説明会におきまして、鈴木市長よりこれまでの行政側の手続きの不備によりまして地域住民の方々に対し混乱や不安を与えてしまったことについて陳謝するとともに、関係部署より都市拠点における商業施設等の基本方針及び公募に対する 並びにこの整備構想の地区に含まれます南清水沢 3

丁目児童遊園、こちらの用途廃止について説明を行ったところであります。

説明会におきまして住民の方々からは児童遊園に関する意見といたしましては、児童遊園の廃止に伴う代替案、これらについて要望等がございまして、貴重なご意見をいただいたところであります。

このように、住民の方々からはいろいろご意見をいただいたところでありますけれども、都市拠点である清水沢地区の面整備についてはこれまで進めてきた住宅施策とセットでスピード感を持って取り組んでいく方針であり、今後、児童遊園の廃止及び周知活用の方法について必要な手続きを示させていただきたい旨、市長より説明させていただいたところであります。

以上が、8月27日における説明会の児童遊園にかかる部分についての概要であります。今後は、南清水沢地区のまちづくり構想を進めていく中で3丁目児童遊園の廃止に伴う公園機能の代替についてこれら南清水沢の全体の面整備を考えていく中で、住民の方々が安らげる憩いの場のような補完する機能の位置づけについても検討してまいりたいと考えております。

南清水沢地区の都市拠点を構築するため、3丁目児童遊園の用途廃止といたしまして、児童遊園の設置条例の一部改正についてご提案させていただきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、公園の廃止に伴います公園敷地内の遊具、鉄棒、ブランコ、滑り台等、あるいは樹木などの撤去にかかる経費につきましては、公園廃止条例の提案とセットで9月議会に補正予算の計上をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

(大山委員長)

その他はございませんか。

(保健福祉課長)

ございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

今、今後のことについてまちづくり構想において住民が安らげる憩いについて考えていきたいというお話だったのですが、具体的にはいつごろをめどにそういったものをつくるという、そういう構想なのか教えてください。

(鈴木理事)

これは 8 月のときに住民説明会のところでもお話をさせていただいたのですけれども、この南清水沢の面整備ということで、それを今、手続きとしましては全く福祉の案というものを出すのは非常に難しいので、町内のほうで今、公園だけの公園というか、憩いの場だけの問題ではないのですけれども、総合的に今、考えていくところでございます。

それをした上で、スケジュール間としましてはことしとか、そういった時期では難しいのですけれども、それができた段階でちゃんと今回、憩いの場所とか、そういったことを住民の方から意見をいただきましたので、そういったことを示しながら、総合的にこのまちづくり、この地区のまちづくりを考えていきたいというスケジュールで考えてございます。

(熊谷委員)

具体的には全く見えない状況なのですけれども、3 年とか、5 年とか、10 年とか、大体そんな感じでもいいのですけれども、そういったのも全くない状況ですか。

(鈴木理事)

3 年とか 5 年とかという話ですと非常に極端なのですけれども、鈴木市長の中の政策の中においても、この夕張の都市政策における南清水沢ということはやはり拠点として考えてございますので、そこはやはりスピード感ということを持ってやっていくということで、市長の市政として捉えていただければと思いますが、ただ、そのプロセスの中でやはりここの非常にこの地区にとっても大きな問題になりますので、そういったこの繰り返しになりますが、この場所の憩いの場所とか、そういったことに限らず、地域の住民の方と意見交換をしながら進めさせていただきたいと、今回の要望も踏まえてというふうに行政としては考えてございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

他にございませんか。

(角田委員)

今、熊谷委員のおっしゃるとおりだと思うのです。市長は明確に病院も南清水沢地区と明言されています。

このたびは、商業地としてこの場所を使いたいのので児童遊園については撤去したいと、さらに住宅再編も含めて南沢地区はいわゆる夕張の核となるまちづくりを進める地域であるという位置づけを明確に言っている中で、いつになるかわかりませんということには私はならないと思うのです。

というのは、病院の建設についても一定年度の中で南清水沢に拠点を持っ

ていきたいという話をしているわけです。であれば、病院の用地はどこにあり、駐車場を含めた場所はどこら辺にあり、そして住宅の再編も一定程度、南清水沢はここまでやりということがあって、初めて児童遊園、もしくは憩いの場としての活用できる場所が見えてくるのであって、地元からも代替案を示せという要望がある中で、いつになるかわかりません、どこになるかわかりませんという説明の中で、この問題を取り扱っていただけるのでしょうか。

(鈴木理事)

今、非常に大きな清水沢とか、また夕張全体としてのご議論だと思うのです。

今回、我々が提案させていただきたいのは、幾つかステップがあるということで、今回、商業施設、これを誘致すると、民間のそういった施設を誘致したいというような提案でございます。

それで、どうしてもこういったところで大規模施設というか、そういうお店が来ていただけたらそこをまた核として、その南清水沢のところがまた広がりを見せるというふうに考えてございます。

こちらのほうは何といいますか、民間、行政だけでは進めていくというふうな問題ではないので、その手続きとしてこの児童遊園というところがどうしても変えさせていただきたいというふうには思っているのですけれども、今、おっしゃっているようなこと、決して非常に大きな問題ということには捉えていますけれども、ずっと先延ばしということは考えてございませんけれども、繰り返しになりますが住民の方と意見交換をしながら、そういったことをやはりやっていくと。

また、それが完璧にできたことということで並行して全て商業施設というふうになると、非常に全てが数年後とかというふうになってしまうということで、別にそういった全体的なことを遅くやるということを行っているわけではありません。

しかしながら、今回のこれは、ちょっとそこは切り離す、スケジュール間という意味で切り離して進めさせていただきたいというご提案でございます。

(角田委員)

このたびは児童遊園なので、福祉課から担当ということで上がっているけれども、本来はまちづくりだと思いますし、ここの廃止理由の中にも夕張市まちづくりマスタープランに基づきとなっているのですよ。

基づいているのであれば、マスタープランであり、整合性をとりながら提案していかないと、つぎはぎでこのことだけ認めてください、これだけ認めてください、結果的にいわゆる市民の憩いの場所は駐車場になりますのでありませんということだってないとは限らないわけで、だから、まちづくりマ

スタープランに基づきながら今の作業があるのだということをやはりしっかり示していかないと、商用地ですから、相手のあることですからということだけで、ここを商用地として確定していく、病院は病院で後に確定していく、それぞれ計画は別々に張りつけていたのでは、全体構想としていびつなものになるのではないかというふうに考えるし、プランなので年次年次でいわゆる計画変更も含めて、これからいろいろ交渉あるのもわかります。

ただ、プランを示している以上は、プランにのっとってやはりこの場所はこういうことだというふうにちゃんと示していかなければいけないはずですよ。だから、まちづくりマスタープランはベースにあるのであれば、以前にマスタープランとしては示しているわけですから、だから、その中でそのスペースが確保できるかどうかよく、まだ今の段階ではわかりませんということには私はならないと思うのだけれども、どうでしょうか。

(まちづくり企画室長)

角田委員のご指摘は最もだと思っています。

ただ、進め方として、やはり考えなければいけないのはマスタープランとして新しいまちをつくっていく、具体的には資本ストックを再構築するということだと思うのです。そうしたときに、今、本市においた課題として片や既存施設をどうしていくかという部分をあわせて考えていかないと、また、施設だけがふえてしまうという悪循環に陥ることが我々としては重要な課題だと認識しております。

ということで、当然、その青写真をいかに早く示せるかということを取り組みつつも、あわせて今、既存ストック、どういう施設を例えば減らしていくのか、あとは新しい施設として再構築していくかということは同時並行でやはり進めていかないと、非常に将来的にやはり負担増という形で多くの市民の負担を強いる結果になってしまいますので、ここはご指摘のとおり、できるだけ早く新しい絵姿を示すということをスケジュール感を持って進めつつ、既存ストックの検討についても今年度、洗い出しという形で進めておりますが、まだそこも途上にございますので、その辺も順次、まとめ次第、議会にご相談しつつ、うまく進めていけるように考えております。

(大山委員長)

ちょっとよろしいですか。

この提案理由にもあるまちづくりマスタープランに基づきという部分もありますし、その既存の部分云々、同時進行ということもありますけれども、その全体像が見えない中で先ほど角田委員が言われましたつぎはぎ、つぎはぎで進めていていいのかというのがありますので、ここでちょっと暫時休憩をさせていただいて、議会としても協議をしたいと思います。いかがでしょ

うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

それでは、暫時休憩いたします。

午前 11 時 18 分 休憩

午後 0 時 00 分 再開

(大山委員長)

それでは、会議を再開いたします。

今、議員協議を行っておりましたが、まだ結論が出ず、継続して協議をしているところでございます。

ここで、昼食休憩をとり、午後 1 時から再開をしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

午後 0 時 01 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

(大山委員長)

それでは、会議を再開いたします。

先ほど、児童遊園の廃止について提案があったところですが、熊谷委員、そして角田委員から代替について、それから廃止理由のマスタープランに基づいて廃止するという質問の中で、このマスタープランについてどうなのよという質問がありました。

そこで、理事者側から検討はしているが具体的なものは今現在、持っていないという答弁があったところですが、議員会議を開きながらいろいろ協議をまいりました、

その中で、やはり提案理由のマスタープランに基づいて廃止をするという部分であります、もう少し具体的なものが出てこないだろうかという意見がありました。

それについて理事者側から答弁を求めますが、いかがでしょうか。

(叶野理事)

午前中の議論はごもつとも思っております。私どもは今、基本としておりますのは 24 年 3 月につくられましたまちづくりマスタープラン、この清水沢地区のまちづくりの基本方針、これに基づいて進めていっております。

この中には皆さんが言ったような形で医業、それから商業、交流機能という機能を持ち合わせているという考えの基本方針が示されております。それに基づいて今回は商業地区の区割りをさせていただいたところでございます。

今回、代替公園の児童公園の代替ということにつきまして、今の時点で児童公園をすぐ代替施設として同じように児童公園をつくるという考えはなか

なかなか厳しいかと思いますが。

その中で、今後、面を整備していく中で、この交流拠点という部分をどこに置いていくかということもあわせて検討していくということで、なかなか現状理解、それから住民の方々にそれを位置を落とす、**ぞう**を落としてのお示しをしながらご理解を得ていくというのは理想なのでしょうけれども、現時点ではちょっと難しいところがあるかなと思いますので、この基本方針の考え方というところとこの間の説明会で使用しました図面を持ってきて、再度、ご理解をいただくという形になろうかと思っております。

(大山委員長)

いかがでしょうか。

(高橋議長)

午前中の部分では暫時休憩、議会としても皆さんのそれぞれご意見等々いただく中で、今、そういったことで再度、また住民に入っているいろいろと説明をしていかなければいけないということはわかりました。

ポイントとしては、まずきょうのこの常任委員会の中では、今、この児童公園の廃止条例の一部改正についてのこの条例案の部分が今回議会で出すのか出さないかということが最大のポイントになってくと思うので、その辺は当然、提案権はそちら、理事者として最終的にどう思っているのかというところも踏まえて我々は考えを聞いておかなければ 議会に臨めないというところが出てきていると思うので、その辺をきょうの常任委員会で最終的にある程度、考え方を聞いておかないと、まず住民対策のことはわかりました。

しかし、問題は対議会としての今後の議会大義の部分でいっても、正直取り下げた以降の部分できょう初めて公の場所でのこういう形で初めて聞くわけですから、我々もその聞く限りではなかなか時間から考えて果たしてどうなのだろうというざっくばらんなご意見も出ている中で、またさらには今言ったとおり、廃止理由の中にまちづくりマスタープランに基づき、そして最終的には新しい都市拠点を構築するということも示しているのであれば、なおさらやはりもっともっと色濃いものが本当は見えていいのではないのかというお話もそれぞれ議員からの中でも出た状況であります。

その中で、今議会としてそれで最終的に提案としてこれをかけるのかどうかという部分が、今議会の中でも今、きょうの常任委員会として最終的に確認をしておかなければいけない部分なので、これは我々がどうこう言えることにはなっていないと思いますので、その考えを最終的にちょっと、もう時間経過しておりますから、ただし、今この場ですぐ結論が出ないとするならば、それは若干の時間とっていただく中で、最終的にその提案理由の部分

をもう一度、示していただかないとちょっとこの部分は先に進めないのではないかなと思っています。

(叶野理事)

ただいま議長から言われたことを踏まえて、ちょっとこれは私ここにいる私どもだけでは返答出し切れませんので、ちょっとお時間をいただいて市長とも協議してまいりたいと思います。

お計らいをお願いします。

(大山委員長)

お諮りいたします。

ここで、暫時休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

それでは、暫時休憩いたします。

午後 1時04分 休憩

午後 1時26分 再開

(大山委員長)

それでは、会議を再開いたします。

(叶野理事)

冬期定例会に向けた議案の提出について、結論から申し上げますと、この廃止条例については提案をさせていただきたいと。ここに規定の議論の中で、委員の皆様がおっしゃっていることは重々ご理解しています。その原因となった我々の事務の進め方、不手際があったことについても改めてここで時間のない中でご議論をいただいていることに対しましてお礼とおわびを申し上げたいと思っています。

提案させていただくものとして、やはり南清水沢、清水沢地区は将来の夕張の都市拠点として重要な位置を示している中で、まず商業地域としてそれを優先的に進めていきたいという思いがまずございます。

その中で、児童公園を廃止するというについては、住民の方の意見、それからここでの議論も踏まえて今後、整備を進めていく中で憩いの場の機能を有するようなものを設置していこうということに努めてまいりたいということでご理解いただきたいと思ってございます。

その時期でございますけれども、今年度についてはなかなか厳しい部分がございますので、来年度以降、住民の皆さんあたりに見える形でを進めていかなければいけないということで考えてございます。

どうか、このようなことから今議会にこの条例を上げさせてご審議賜りたいと思ってございます。よろしくお願いします。

(大山委員長)

いかがでしょうか。ご意見等ございませんか。

ないようですが、いずれにいたしましても提案権は理事者側にありますし、今、ここでいいとか、悪いとかということにはならないと思います。提案された後、議会としても再度、議員それぞれ判断していきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

それでは、これで保健福祉課を終わります。

(熊谷委員)

ちょっと待ってください。その他は。その他で聞きたいことがあるのですけれども、よろしいですか。

子ども・子育て支援制度についてなのですが、この 10 月から変更になった理由、2015 年度の 4 月から新制度を本格的に実施するということが国のほうで決められていると思うのですが、夕張市としてはどういう対応なのでしょう。

(生活福祉担当課長)

来年度から新制度になるということで、主な新制度の部分が待機児童の解消ということの部分で、主には保育ですとか、教育ですとか、それらのいわゆる新制度に ときの新たな運営費だとか、今の国の示されている部分、運営費だとか細かくちょっと変わっているものがあります。大まかで言いますと、保育料に関しまして国の基準が現行よりも時間が普通の時間と若干近い時間で、若干、短い時間が約 1.7% ぐらい保育料が少なくなったとかありますけれども、いずれにしても新システムの管理の中で、今、私どもの課の中にそれを運営するシステムを入れているのですけれども、それを今年度の当初予算で予算計上しておりまして、新たに単価だとかを控えられるように新システムに乗られるような形で、10 月以後のちょっと業者との契約なのでありますけれども、それを取り進めてまいりたいというふうに考えております。

(熊谷委員)

今、予算計上というお話がありました。条例の整備ですとか、保護者向けの説明会とか行ったことが必要になると思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

(総務課長)

今回の行政委員会でのこちらからの報告案件というのはさきに示しているとおりでありますので、今回の熊谷委員の質問は、これらの事由以外というふうに受けとめられますので、そこは本会議の中の一般質問などでされたほ

本市が設置する共同浴場の入浴料金については、物価統制令により北海道が定める公衆浴場入浴料金の統制額に倣い、これを決定してきた経過がございます。

当該統制額につきましては、平成 20 年 8 月に大人 420 円として以来、これまで据え置かれてまいりましたが、昨今の原油価格高騰等の理由により、本年 8 月 1 日付で大人料金の 420 円から 440 円にする統制額の改定が北海道により行われたところでございます。

本市としましては、統制額改定に合わせて共同浴場の入浴料金の改定をいたしたく、関連する 2 条例、夕張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正案を第 3 回定例市議会に上程したいと考えております。

入浴料金の改定は、大人のみであります。子どもの料金はそれぞれ現行の 140 円、70 円のままとしております。また、料金の改定日は 10 月 1 日を予定していることから、住民周知については 10 月広報にて行う予定であるほか、条例改正案が可決されれば直ちに各浴場にてポスター、チラシ等による周知に努めたいと考えております。

続きまして、報告事項 2 点目、夕張市医療給付に関する条例の一部改正についてであります、資料 2 をお開きください。

本条例は、北海道医療給付事業補助金要綱に基づき、本市が行う重度心身障害者ひとり親家庭等の母または父及び児童、さらに乳幼児等への医療給付について定めたものであります。

このたび、本条例においてひとり親家庭の母及び父の規定する根拠法である母子及び寡婦福祉法の一部改正が本年 10 月 1 日付でなされ、その際、母子及び父子並びに寡婦福祉法と名称変更もされることから、それにあわせ条文の整備を行った条例の一部改正案を第 3 回定例市議会に上程したいと考えております。

なお、さきに申したとおり、このたびの条例改正は法律の一部改正にあわせた条文の整備であるため、条例で定義する内容についての変更はございません。

以上です。その他はございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【まちづくり企画室】

1. 石炭採掘権の延期申請について
2. 市有地の売却について
3. H26 度民間賃貸住宅建設費補助認定について
4. 旧若菜中央小学校活用提案の本採択について
5. その他

(大山委員長)

それでは、次に、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室長)

それでは、まちづくり企画室より 4 点ご報告申し上げます。

まず、資料 1 についてでございます。資料 1 をごらんください。

内容につきまして、石炭採掘権の延期申請についてでございます。現在、夕張市においては、市内 48 鉱区の石炭鉱区の採掘権を保有しているところでございます。

現在、有効となっている事業着手の延長期間につきましては、本年 9 月 30 日までとなっており、この期間、経過までに市の保有する採掘権について、今後の活用方針を決定して北海道の経済産業局長と協議をする必要がございます。

こちらといたしましては、これまで本年 1 月から採掘関係事業者のアンケート結果をもとにしまして、大学関係者ですとか、道内の研究機関から助言をいただきつつ、市が保有する採掘権の取り扱いについて検討進めてきたところでございます。

移転の大半の者は、今の現状に照らし合わせると石炭採掘権を活用した事業化というものは非常に難しいというご意見が多数を占める一方、新技術による石炭活用の取り組みというものも同時進行で進められている現状を見ると、引き続き石炭採掘権を保有すべきという意見もあったところでございます。

我々としては、こういった意見を踏まえ新技術の開発による検討については、さらなる検討の必要性があるという判断のもとで、全ての鉱区につきまして 10 月 1 日以降、2 年間再延期申請を行おうと結論づけたものでございます。

資料 1 については以上でございます。

資料 2 をごらんください。土地の売却についてでございます。こちら、物件ガイドに記載しております夕張市若菜 2 番 44 及び 2 番 45 につきまして、このたび一般競争入札によって土地の売却を進めようとするものでございます。

項目 2 番の売却の方法でございますが、記載されている 9 月中旬、9 月下旬という数字につきましては、こちら 10 月の誤りでございますので訂正をお願いいたします。

進め方としましては、12 月広報及びホームページを活用して、こちらの売却の情報を広く周知した中で 10 月中旬、入札の告示、申し込みの開始をしまして、10 月下旬、入札の実施を予定しているものでございます。

なお、今回の入札に当たって希望者がいない場合の取り扱いにつきましては入札日の翌日から試算して 1 年間を期限としまして、先着順の随意契約という手法に移行する予定でございます。

資料 2 については以上でございます。

資料 3 をごらんください。平成 26 年度民間賃貸住宅建設費補助認定についてでございます。

前回、ご報告させていただいたとおり、当該事業につきましては今年度 4 事業者からの認定の申請があったところでございます。こちらにつきましては、それぞれ認定基準を満たす事前手続きを経て必要な手続きを進めているところでございますが、今般、二つの事業者においては正式な認定申請書の提出があったところでございまして、基準の適合性についてこちら側から建設費補助認定の通知を行ったところでございます。

具体的な認定事業の概要については記載のとおりでございます。

他の事業者の進捗状況につきましては、現在、1 事業者が建築確認申請中ということで、建築確認の済書の交付待ちという状況になっております。もう 1 事業者については、建築確認申請の準備中という形で伺っております。

いずれにしても、本年度の計画戸数を年度末までに実行できるようにスケジュール管理を含めて適切な手続きを経ていきたいと考えております。

進捗状況につきましては、以降も動きがあり次第、ご報告させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料 4 をごらんください。旧若菜中央小学校の活用提案の本採択についてでございます。

旧若菜中央小学校につきましては、一般財団法人北海道夕張クラブから活動提案が平成 24 年にあったところでございまして、現在、仮採択の状況でございます。

国庫補助の内示等があったことから、平成 26 年 9 月 1 日、昨日、第 22 回

夕張まちづくり検討プロジェクト会議を開催いたしまして、本事業については本採択とすることを決定したところでございます。

今後についてのスケジュールについてでございますが、施設内調査として市の予算の範囲内で給水設備ですとか、電気設備等について調査を 1 カ月程度かけて行う予定でございます。あわせて、9 月議会においては土地及び校舎、体育館を含む無償貸し付けの議案について提出させていただく予定でございますので、こちらについては審議をよろしくお願い申し上げます。

こちらの議決が得られた暁には、契約締結、業者からは本工事の着手、10 月を目途に予定していると聞いているところでございまして、おおむね工事業期間につきましては 4 カ月から 5 カ月程度かかる予定でございます。

開設予定日につきましては、予定ではございますが平成 27 年度春を目標に準備を進めるということを聞いているところでございます。

資料 4 については以上でございます。

以上で、まちづくり企画室の報告を終わります。

(大山委員長)

その他はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。

(島田委員)

済みません、資料 2 のわかる範囲ですが、この場所はどの辺になるのでしょうか。

(佐藤主幹)

島田委員の質問にお答えします。

この 3 号線を下りまして、第一交通の一つ手前に旧市営住宅がありまして、そこを解体しております。

昨年 25 年度、土地家屋調査士会のほうで土地の分筆の支援をいただいて、2 区画 30 坪程度に分筆したところが売却の準備ができたため、今回、このような措置をしたということでございます。

(大山委員長)

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

【上下水道課】

1. 平成 25 年度夕張市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
2. その他

(大山委員長)

それでは、次に上下水道課より報告を受けてまいります。

(上下水道課長)

水道課からは、報告 2 件あります。初めに、平成 25 年度夕張市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明させていただきます。

資料 1 になります。初めに、平成 25 年度夕張市水道事業会計における未処分利益剰余金についてであります。水道事業における剰余金処分計算につきましては、平成 25 年 4 月から 26 年 3 月までの限度額を加えた剰余金計算に基づきまして、未処分利益剰余金の議会の議決による処分額と処分後の残高、繰越利益剰余金を算出したところであります。

事業年度ごとに生じた利益の処分は、地方公営企業法第 32 条 2 項において、議会の議決を経なければならないことから、本年 9 月開催の定例市議会に提案し、議決を得ようとするものであります。

内訳につきましては資料 1 のとおり、当年度、未処分利益剰余金は 4,415 万 1,402 円であり、議会の議決による未処分利益剰余金は 4,331 万 945 円、処分後の残高、繰越利益剰余金は 84 万 457 円と算出したところであります。

次に、その他であります。冒頭での報告になりますが、現在、進めております P F I 事業における浄水場建設工事の進捗状況であります。旭町、清水沢の両浄水場との土木建設工事が予定どおり行われております。今月中には建屋本体がほぼ完成する見込みとなっております。

今後は、建屋内の電気工事、関係機械等の搬入、据え付け工事が主流となりまして、12 月下旬には浄水場本体が完成する予定となっております。

また、年明けからの試運転、これは開始に向けて現在、作業を進めているところでございます。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これよりこれまでの報告に対する質疑を受けてまいります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで上下水道課を終わります。

【財務課】

1. 財政再生計画 9 月変更について
2. 9 月補正予算について（補正予算調書）
3. 「国、北海道及び夕張市の三者協議」について
4. 夕張市税条例等の一部改正について
5. その他

（大山委員長）

それでは、次に財務課より報告を受けてまいります。

この場合、2 番まで、とりあえず報告を受けたいと思います。

（財務課長）

ただいま委員長からご説明いただきました、1 番目、財政再生計画 9 月変更についてということで、関連した補正予算、この 1 番、2 番について報告をまずさせていただきます。よろしくお願いいたします。

9 月の変更でございます。今回の変更につきましては、第 2 次 6 月変更以降に生じた新たな課題に対応するものでございます。

計画変更後、収支増減額は約 6,000 万円でございます。

次に、財源でございますが、国、道支出金などの特定財源を活用するほか、一般財源におきましては、財政調整基金からの繰入金及び臨時財政対策債の増額により対応するため、再生計画期間の変更はないということでございます。

それでは、続きまして、歳出のほうから事業の概要をご説明申し上げます。

1 番目から 3 番目につきましては、関連項目ということで一括説明をさせていただきます。

ふるさと納税啓発業務でございます。これにつきましては、ふるさと納税が当初計画を大きく上回ったことによりまして、特産品代等の所要の経費を追加するものでございます。

次に、4 番、5 番でございますが、幸せの黄色いハンカチ基金積立でございます。これは、特定団体を指定した寄付金を早急に活用するため、幸せの黄色いハンカチ基金に積み立てするための経費を追加するというところでございます。

次、5 番でございますけれども、これはその積み立てたものに対しまして助成をすると。指定団体に助成をするという経費でございます。

6 番でございます。これは先ほど ご審議をいただきました児童遊園遊具等除却でございます。これにつきましては、南清水沢 3 丁目児童遊園敷地内の樹木や遊具等の撤去に要する経費を追加しようとするものでございます。

7 番目、公営住宅車庫基礎改修でございますが、公営住宅入居者の車庫につきまして、冬場の凍上により基礎つかいしが持ち上がり、扉の開閉に支障を来していることから、改修に必要な経費を追加するという内容でございます。

8 番、樋門・樋管捜査等業務でございますが、本事業は北海道からの委託業務であります。作業員単価の増額などにより、当初予算を上回る見込みとなったことから、経費を追加するという内容でございます。

9 番目、市営住宅にかかる損害保険料でございますが、既存の公営住宅につきましては、耐火構造等であったことから、これまで損害保険に加入はしていなかった経緯がございますが、住宅再編事業により新たに建設された木造住宅に対しましては、危機管理上、損害保険に加入する必要性があり、これにかかる費用を追加するというものでございます。

次ページですが、10 番目、共同浴場管理ということでございます。清陵浴場及び宮前町浴場の設備修繕等のための利益を追加しようとするものでございます。

11 番目、旧富野じん芥焼却場除却事前調査・実施計画作成でございますが、これは老朽化が著しく進行している旧じん芥焼却場の倒壊の恐れがありまして、また、ダイオキシンの飛散、拡散が懸念されるということで、解体にかかる調査、計画にかかる経費を追加するものでございます。

12 番、空き缶プレス機補修でございます。空き缶選別プレス機のベルトコンベアー突起部の一部がはがれたことによりまして、専決、ほかの作業に支障が生じていることから、補修のこの経費を追加しようとするものでございます。

次に、13、14 は関連でございます。過年度過誤納還付金、市税納付でございます。個人及び法人市民税につきまして、確定申告等により還付金が生じたため、所要の経費を追加するものでございます。

14 番につきましては、ただいま申し上げました過年度過誤納還付金にかかる還付加算金を追加しようとするものです。

次、15 番から 19 番まで関連でございますが、市税以外の過年度過誤納還付金でございます。25 年度の養育医療費、生活保護費、児童扶養手当、障害者医療費に係る国費及び道費負担金の確定に伴いまして、還付する必要が生じたことから、所要の経費を追加するという内容でございます。

20 番、21 番関連でございます。中学校の就学援助にかかわる経費でございますけれども、対象世帯の認定につきましては、年度当初、保護者からの申請によって行われているところでございますが、修学旅行費給付、学用品購入費給付及び給食費につきまして、当初申請が見込みを上回ったことと、国から援助費の単価の改定等があったことにより、これらにかかる不足額を追

加するという内容でございます。

次に、22 番文化スポーツセンターボイラー室内環水槽修繕でございます。ボイラー室内に設置されている環水槽 2 基のうち、1 基が故障したため、修繕に要する経費について追加するものです。

23 番、後期高齢者医療事業会計繰出金であります。内容につきましては、修繕研修事業費が当初予算計上額に対し、そのほか、その見込みでありますことから、不足分を繰り出す経費を追加するものでございます。

24 番、財政再生計画調整基金積立であります。過疎債、ソフト事業分を新規に発行することに伴いまして、今年度の元利償還金に係る一般財源負担金分につきましては、積み立てる経費を追加するという内容でございます。

次、25 番、旧学校施設活用事業でございます。活用事業者が国の交付金を財源としまして、旧若菜小学校施設内に宿泊及び研修機能を整備しまして、高齢者の就労機会の提供等を行うための経費を追加するものでございます。

歳出につきましては、以上、25 件でございます。

次に、歳入でございます。記載のとおり、ただいま説明申し上げました歳出経費に関連する国、道支出金や繰入金などの特定財源を追加し、措置しようとするものでございます。

総額につきましては、6,020 万 8,000 円と歳出同額でございます。

なお、資料 1 の 2 につきましては、6 月変更予定の比較でございます。ご参照いただきたいと思います。

また、現時点におきまして、財政再生計画変更に向けまして、国及び道と協議中でございますが、この内容に変更が生じる場合があることを申し添えたいと思います。

次に、資料の 2 でございます。補正予算に係るものでございますが、1 ページをお開き願います。

一般会計の款別総括でございますが、総額 6,020 万 8,000 円で、財源内訳につきましては、国、道支出金が 3,200 万 4,000 円、内訳は国庫支出金が 3,197 万 6,000 円、道支出金が 2 万 8,000 円でございます。

地方債の 100 万円は、過疎対策事業債ソフト事業分でございます。

その他、997 万 9,000 円の内訳につきましては、指定寄付金 56 万 7,000 円、幸せの黄色いハンカチ基金繰入金が 913 万 9,000 円、諸収入が 27 万 3,000 円でございます。

残る一般財源も 1,722 万 5,000 円につきましては、臨時財政対策債 249 万 2,000 円、財政調整基金繰入金 1,273 万 3,000 円を充てているものでございます。

予算総額としましては、補正前が 116 億 9,563 万 2,000 円、今回の補正予

定額は 6,020 万 8,000 円、補正後の額が 117 万 5,584 万円となる見込みでございます。

次に、2 ページでございます。一般会計の事項別明細の補正でございますが、事業内容の説明につきましては資料 1 と につきまして、その内容の説明は省略をさせていただきます。

なお、事業経費に対します財源内訳につきましては、記載のとおりであります。1、特定財源の種類、名称につきましてはここに記載のとおりでございます。ご参照願いたいと思います。

次に、特別会計でございます。6 ページをごらんいただきたいと思います。

介護保険事業会計でございますが、介護福祉施設整備費補助ということで、内容につきましては北海道の交付金を活用してグループホームのスプリングラー設置に対する補助を行うというものでございます。

財源につきましては適用に記載してありますとおり、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、国庫支出金も活用するものでございます。

それから、次に、2 番目の諸支出金でございますが、過年度過誤納還付金、これにつきましては、先ほど説明した内容でございます。25 年度の交流があった介護給付費地域支援事業費負担金等の精算、これに伴いまして 26 年度において返還の請求が生じたものでございます。

予算総額、補正前が 15 億 3,482 万 6,000 円、補正額 572 万円、補正後としまして 15 億 4,054 万 6,000 円でございます。

なお、一般財源につきましては、介護給付費準備基金繰入金の でございます。

次のページ、7 ページでございます。

後期高齢者医療事業負担金でございます。これは、 ございますが、特定健康診査等事業でございます。

内容につきましては、集団健康診査委託 増額になるものでございます。これにつきましては、先ほど計画 説明した一般会計の繰出金の事業ということになるものでございまして、財源としての一般会計繰入金ということになります。

予算総額につきましては、補正前は 2 億 6,677 万 1,000 円、補正額 27 万 3,000 円、補正後の額が 2 億 6,704 万 4,000 円でございます。

以上、一般会計と特別会計の説明を終わらせていただきます。

引き続き、水道事業会計につきまして、上下水道課長より報告をします。

(上下水道課長)

それでは、水道事業会計補正予算について、補正予算調書より説明いたします。資料の裏面になりますけれども、資本金収入及び支出の補正予算であ

ります。

初めに、資本的支出の事業内容から説明いたします。建設改良費の配水施設整備事業であります。これは道道夕張長沼線支障水道管移設工事において、土幌橋の架けかえに伴う道路改修工事負担の追加変更に伴い、支障水道管の移設機関も変更となりますので、工事請負費を追加するものでございます。

次に、清水沢浄水場水位観測設備事業であります。配線ルートの変更による延長の増、また在来品の使用が見込めないため、設置機器の増加などにより、工事請負費を追加するものでございます。

また、清水沢浄水場の浄水池に設置しております仕切り弁につきましても、設置後 40 年以上経過し、老朽化による漏水が確認されたため、観測管理において支障が生じることから、交換整備するため新たに計上するものでございます。

次に、資本的収入であります。企業債 2,750 万円、負担金 580 万円それぞれ追加するものであります。

この結果、資本的収入及び支出の補正額の計は収入、支出それぞれ 3,330 万円追加するものであります。

水道事業会計の補正予算については、以上でございます。

(大山委員長)

よろしいですか。それでは、これより、ここまでの報告に対する質疑を受けてまいります。

(高橋議長)

ちょっと確認したいのですが、10 番、共同浴場の管理による部分です。清陵及び宮前町の浴場の設備について、修繕ということなのですが、これはどれぐらいの修繕になりそうなのですか。

それとあと基幹的には、この辺は何か具体的に出ているのでしょうか。

(市民課長)

10 番共同浴場の管理の修繕について 121 万 8,000 円計上しているところでございますが、こちらのほう、当初予算のほうでボイラーの点検を見ておりまして、そこで一次、当初予算を使って行ってございます。

修繕自体は、その予算を使って修繕しておりますので、清陵浴場において 3 点の工事、ろ過装置の部品工事だとか、漏水の継ぎ手工事だとか、計約 60 万得。そのほかに宮前浴場の給湯器のミキシング装置、こちらのほうも約 53 万円程度、合計で 128 万の工事となっております。

以上です。

(高橋議長)

わかりました。それで、この日数的にはどれぐらいの期間。例えば休館日とかがそういうふうに支障が出るのかどうか、その辺ちょっと知りたいのですけれども。

(市民課長)

こちらのほうは、先ほど申したように既に行った工事ではありますが、休館日はなるべく起こさないようにやっております、清陵浴場で1日の休館だけというふうに記憶しております。

(高橋議長)

わかりました。今後の分では、ではそういう意味では支障がないということで判断しているということですね、わかりました。

それともう1点いいですか。ちょっと前後しますが、7番の公営住宅の車庫の基礎改修ということで、これは一部の車庫の基礎というところで記載されているのですけれども、これはどれぐらいの数的にと言ったら変なのだけでも、これはわかりますか。

一部と言えども結構金額はそうは言っては223万の計上になっているから、何戸ぐらいなものなのか、どの程度のものなのかというところ。

(まちづくり企画室長)

ちょっと今、正確な数字、すぐ出ませんけれども、30から40程度です。

失礼しました、39です。

(高橋議長)

わかりました。点数云々はわかったのですけれども、これはあくまでも車庫管理を進めている上で、何か住民要望が逆に出たものなのか、それとも逆に管理体制の中でもこれはひどいというふうに判断して、こういうふうに至っているのか、ちょっとその辺は。

(まちづくり企画室長)

そちらは車庫を借りられている方から、やはり凍上で土台自体が浮き上がっていますので、車庫の下の部分に空洞になって、結局、風なり雪が入ってきてしまうということで、何とかしてくれないかということを昨年の秋以降、要望がありまして、ただ我々としては、これは数年前にも同じような工事をしている場所で、やはり抜本的な対策が講じられていなかったのではないかとということで、ちょっと一冬、状況を見た上で改めてその方法等を検討したために、今の補正の時期に至ったということがございます。

(高橋議長)

わかりました。それで、その住民要望もあったということで、実際それは全部の車庫を見た上でその39になったという部分の調査はそちらで。

(まちづくり企画室長)

うちのほうで全部見て、この平和だけが地盤自体がもともと湿地帯ということで、かなりここだけがこういう状況にあるということを踏まえた上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、関係課長等については、ここで退席いたします。

それでは、引き続き、報告を受けてまいります。

(財務課長)

それでは、報告事項 3 番目の国、北海道及び夕張市の三者協議の開催結果ということについて報告させていただきます。

8 月 7 日、8 日の 2 日間、夕張市におきまして、国から総務省、自治財政局、財務調査課長外 3 名、北海道から総合政策部、地域行政局長外 6 名、本市から理事外全課長が出席をしまして実務者レベルの三者協議が開催されたところでございます。

三者協議につきましては、平成 24 年度の第 1 回委員会に引き続き 3 回目となるものでございます。

内容でございますが、1 日目は、本市の現状を国、北海道の実務担当者に理解してもらうため、市営住宅再編事業による建設業で市内各所の視察を行いまして、就業の市役所において国、北海道、市議会及び市の四者面談を行ったところでございます。

2 日目につきましては、今年度、新たに生じた課題や予算計上などの形で解決されたものを含めて再整備した 75 項目の課題につきまして、概要を説明した後、社会保障税一体改革による制度改正などに伴う収支、原価及び市営住宅再編事業計画などの地域の再生や市民生活の安全・安心に不可欠な事業を計画に反映させることを目的としまして協議を行ったところでございます。

また、地域活性化に資する市の取り組み及び公共施設老朽化対策につきまして、三者で認識を共有し、その実現に向けての基本的な方針を協議し、総合支庁と国、北海道の担当者との懇談が行われました。

これで、協議の成果としましては、市内視察によりまして、本市の現状と課題について国、北海道の実務担当者と共有できたこと、またそれにより実情を捉えた協議を進めることができ、主な協議事項であります 11 項目を含む 34 項目について計画変更に向けた具体的協議を前向きに進めていくことで合意したほか、CBM 開発の実現など、地域活性化に資する市の取り組みにつきまして前向きな取り組みを行っていくという基本的な方針が確認されるなど、大きな成果が生まれたと考えております。

次に、協議の結果でございます。

資料 3 をごらん願いたいと思います。今回の三者協議におきましては、本市の抱えております課題 75 項目につきまして、市営住宅再編事業 2 期計画など、地域の再生や市民生活の安全・安心に不可欠な事業を計画に反映させることを目的として現段階で市の方針や 事業に件数を絞りまして協議を行ったところであります。

具体的には、市営住宅再編事業 2 期計画や初期救急医療体制の確保、また実態に見合った職員採用を含めた必要な行政執行体制の確保など、11 項目について現状や課題を説明し、中長期的な視点から計画変更に向けた具体的協議を前向きに進めていくことで、合意をしたところでございます。

また、このほか、C B M 開発を初めとした地域活性化に資する市の取り組みにつきまして、前向きに進めていく方針を確認したほか、現在、総務省で対策を進めております公共施設老朽化対策についても市の現状を踏まえながら意見交換を行い、計画変更に向けた具体的協議を前向きに進めていくことで合意をしたところでございます。

なお、財政再生計画リニューアルの計画変更導入の手法、これにつきましては三者協議における協議案件ということではなくて、財政健全化法に基づく手続きというふうになるために、今後、総務省、北海道と協議を行うこととなっていることを進めてございます。

最後に、本日、報告に本日、報告の内容につきましては市ホームページ及び広報ゆうばり 9 月号に掲載し、全市民に周知していることをあわせて報告を申し上げます。

以上で、三者協議についての説明とさせていただきます。

(三浦税務担当課長)

財務課から 4 点目、夕張市税条例等の一部改正について内容をご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、施行日が 4 月 1 日付の改正につきましては、市議会にご了承をいただき専決処分の上、第 2 回臨時議会において承認をいただいておりますが、10 月 1 日以降に施行されるもののうち軽自動車税に係る改正を除く部分について、今 9 月議会に提案を予定してございますので、その内容をご説明申し上げます。

内容につきましては、資料 4 に記載してございますが、まず 1 点目は法人市民税において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定整備、2 点目は、地方法人税の創設に対応し、法人税割の標準税率の引き下げに伴う改正であります。これにより、当市におきましては現行の制限税率 14.7%

から 12.1%へ引き下げることとなります。

3 点目は、法人市民税における外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定整備、4 点目は、一般株式等に係る譲渡所得にかかる個人市民税課税の特例に係る所要の規定整備、5 点目は非課税口座内上場株式の譲渡に係る市民税の所得計算の特例にかかる所要の規定整備であります。

これら、関係条文の改正につきましては、添付の新旧対照表をご参照願いたいと存じます。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで、財務課を終わります。

【総務課】

1. 避難所施設の現状と課題について
2. 夕張市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正について
3. 高校生夕張キャンプ 2014 について
4. その他

(大山委員長)

それでは、次に総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課からは、3 点の報告がございます。

まず 1 点目、避難所施設の現状と課題についてでございます。資料の別紙 1 をご参照願います。

初めに、去る 8 月 20 日に広島県広島市にて発生した大規模な土砂災害は死者 60 人、行方不明者 26 人、いずれも 8 月 26 日現在の数値でございます。の大きな被害をもたらすとともに、今なお 726 世帯、1,623 人が避難生活を強いられております。この避難生活者の数は 8 月 22 日現在のほうでご理解をいただきたいと思えます。

こうした土砂災害によって、改めて災害の恐ろしさを世に知らしめる結果となったものでございますが、一方で避難勧告のおくれなど自治体側の不備も指摘されており、こうした災害時における自治体の対応の重要性、役割、

こうしたものを再認識させられた結果となっているところでございます。

次に、夕張市における土砂災害等危険カ所についてでございますが、北海道が公表している夕張市内に存在する危険カ所は記載のとおり、土石流、危険溪流が 121 溪流、地滑り危険カ所が 10 カ所、急傾斜地崩壊危険カ所が 206 カ所、合わせまして危険カ所は計 337 カ所となっているものでございます。

この危険カ所は、平和より以北のいわゆる髓北地域に密集しているということも踏まえ、災害対策本部がある市庁舎も含め、避難所施設の現状の把握、課題整理、こういったものが重要になってくるということで、そういう認識のもとで避難所の現状と課題について整備をいたしました。

現在、夕張市の地域防災計画において指定する避難所は記載のとおり 25 施設でございます。この 25 施設に本年度において新たに協定を締結した避難所、この 1 施設を加えました 26 施設について別紙のとおり台帳方式で避難所ごとの収容人数、あるいは建築年、構造、ライフライン等の部分を整理したものでございます。

なお、万が一の場合に備え、かぎの保管がどのようなになっているのか、あるいはスペアキーはどのような保管になっているのかも、この台帳の中に入れて込んだものでございます。

なお、施設の収容人数はこれから協定を締結していく施設、あるいは現状において変更がある施設、さまざまあるかと思いますが、収容人数はその都度、訂正をし整理をしていきたいというふうに思っておりますし、平和副道を榮にして、南北に長い夕張市の地域の特性を踏まえ、万が一の災害時における施設の管理のあり方も含めて、スペアキーのその所有のあり方について整備をし、万が一の事態に対応できるようにこれから内部協議を進めていこうとするものでございます。

なお、今後の対応については、地域防災計画や防災マップの再確認が当然、必要でしょうし、職員にあっては職員の初動対応マニュアルの再確認と各課の連携、訓練、これは図上も含めた訓練の実施が必要であろうという認識でございます。

一方、市民周知については、市民みずからが災害時に行うべき対応の周知、あるいは今、申し上げた避難所の周知、その他町内会単位等において行政の指示に従う旨の周知など、市民が災害時に不安がないように日々の市民周知が必要だろうという認識のもとで今後、対応を進めていこうとするものでございます。

次、2 点目でございます、夕張市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正についてでございます。資料 2、別紙 2 をごらんください。地方公務員法第 28 条第 2 項の定めによる、求職職員であって、これまでは病気休暇となって

おりますが、病気休職で間違いですので、ご訂正をお願いしたいと思います。
これまでは、病気休職から復帰した後、ことなく再び療養に入ってしまった場合には、再度の療養休暇と最大 3 年間の休職を新たに認めていたため、継続的な出勤を繰り返し、その結果、病気回復がおくれ、適切な健康管理がなされないという事例もあることから、病気による求職の期間を通算することで、長期間の療養が必要な職員について、断続的な出勤を行うことなく、療養に専念させることができるということと、この求職制度の健全な運用という部分で条例改正が必要だろうと判断したものでございます。

次のページをごらんください。

これは、今回の夕張職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正に伴い、第 4 条に記載する条例分を記載のとおり追加するものでございます。

中身については、今申し上げたとおり、求職期間の通算の部分で文言を新たに条文化するというものでございます。

参考に、地方公務員法の第 28 条の抜粋、夕張市職員の分限及び懲戒に関する条例の抜粋、さらには求職期間中の給与をうたっている部分の夕張市職員給与条例の抜粋をそれぞれ参考資料として添付してございますので、それぞれ一読をいただければというふうに思います。

続きまして 3 点目、本年度の高校生夕張キャンプについてでございます。

高校生夕張キャンプについては、さきの行政常任委員会において、今年度のキャンプの種目等についてお知らせをしたところでございますが、通算 1 期、2 期、3 期の全てのキャンプが終了いたしました。とりわけ、ことしは高校男子野球が加わったわけですが、参加生徒の中からは平和運動公園について、今はサングリンスタジアムという名称になっておりますが、非常にすばらしい球場であるということで、喜ばれまして、今後の高校生キャンプにこういった施設も有効活用ができるのではないかという期待を持ったところであります。

なお、このキャンプの出場高校、あるいはキャンプの内容についての記載のとおりでございますので、ご一読いただければというふうに思います。

総務課の報告は以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(島田委員)

避難所施設の現状の課題ということでもありますけれども、改善を要する箇所という欄を見ると、2 カ所ほど基準があるのですが、そのほかのカ所はい今

のところ改善を要する橋がないという判断でよろしいのでしょうか。

(総務課長)

ご指摘のとおりでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで、財務課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
